

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立緑が丘小学校

校長名 坪内 聡 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

学校教育の使命は、子どもたちに学力と社会性を身に付けさせ、将来社会の一員として、よりよく生きていく上での基礎・基本を学ばせることである。そのため、八王子市教育委員会及び東京都教育委員会の教育目標・基本方針に基づき、本校の担うべき役割を受け、学校教育目標の具現化を図る。

本校のめざす児童像を以下のように定める。

- かしこく (知) よく考えて、行動する子
- ◎ あたたかく (徳) 認め合い、助け合う子
- つよく (体) めあてをもち、粘り強い子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力(よく考えて、行動する子)の育成

- ① 基礎的・基本的な学力と技能の定着を図るために、基本的な生活や児童に学習の習慣及び学習規律を身に付けさせ、学力向上の土台づくりに努める。
- ② 各教科等の中で、言語環境の整備や言語活動の充実を図り、得た知識及び技能を活用し、課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」の育成を図る。

イ 豊かな心(認め合い、助け合う子)の育成

- ① 教育活動全般を通して規範意識の醸成を図り、児童一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに努め、自尊感情を育む。また、人権教育を通して自己理解・他者理解を深め、互いの良さを知り、認め合う人間関係の育成を図る。
- ② 児童の心の健康を保ち、全教職員によるいじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るため、学校いじめ対策委員会や生活指導部会で情報を共有する。

ウ 健やかな体(めあてをもち、粘り強い子)の育成

- ① ミドリニック、持久走週間、縄跳び月間などの体力を養う活動を通してスポーツに親しむ習慣や意欲を育てる。
- ② 健康の保持増進のため、食育(栄養教育)に関する指導を、全教育活動を通して実施するとともに、生活習慣に関する知識を習得させ、実践的な力を養う。

エ 不登校児童への支援

不登校児童の社会的自立に向けて、登校支援コーディネーターが中心となって保護者及び関係諸機関と連携し、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく柔軟に対応しながら継続的な支援を行う。

オ いじめ防止等の充実

いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ防止基本方針に則り、学校いじめ対策委員会を核としたいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

カ 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実

児童一人ひとりへの理解と支援を一層深め、必要に応じて個々の児童の発達や障害の特性を的確に捉え、保護者やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携を図り、校内委員会を中心に組織的に対応する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【梶田中学校グループ(横山第一小、梶田小、緑が丘小)】

梶田中学校グループの連携を推進し、「変化の激しい世界を生き抜く力」を共通目標とし、「地域の一員として、確かな学力と正しい規範意識を身に付け、心身ともに健康で、自ら課題に取り組み学ぶ意欲をもった児童・生徒」を義務教育9年間の小中一貫教育により育成する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 八王子市学力定着度調査等の調査結果の活用や各教科単元テスト等の結果分析から、児童の実態を明らかにし、指導方法・内容を工夫し、個に応じた指導及び支援の充実を図る。
- ② 児童の学習意欲を高め、身に付けた知識及び技能を定着・活用し、「思考力、判断力、表現力等」を育むことをめざし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。そのために、各教科の特性を踏まえた「見方・考え方」を働かせた問題解決的な学習を展開する。
- ③ 1人1台の学習用端末や学校図書館を活用し、自己の課題設定・解決活動や相互のプレゼンテーション、発表活動を通して「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。
- ④ 1人1台の学習用端末やALTを効果的に活用し、外国語の「話す・聞く・読む・書く」の4技能を高め、中学校を見据えた外国語学習の素地を育成する。
- ⑤ 中学校への円滑な接続と多面的・多角的な児童理解の促進を図るために、高学年における教科担任制を実施し、質の高い教科指導を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域の方と連携し、福祉体験や認知症サポーターキッズ養成講座、養蚕や米作り等の学習を通して、自ら感じとったことを自分に置き換えて考えたり、自己の考えや生き方に活かしたりしていくために、体験的・探究的・協働的な学習の充実を図る。
- ② 地域への誇りと愛着を深めることができるよう、地元の高尾山や湯殿川を教材として活用し、教科横断的に「郷土学習」を推進していく。

ウ 特別活動

- ① たてわり班活動では、異学年交流を通して自己理解と他者理解を深め、集団の中での自分の役割を意識させるとともに、規範意識や思いやりの心の育成を図る。
- ② 委員会活動やクラブ活動では、他者と協力し、協働的な学び・活動を通して、人格形成につなげる。
- ③ 学級活動では、学級内の仕事の分担や話し合い活動などを通して、合意形成を図り、集団の一員としての自覚を深めるとともに豊かな心を育む。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別業に基づき、道徳教育の要として、意図的、計画的に「自分との関わりの中で考える道徳の時間」、「多様な考えと出会い交流し議論する道徳の時間」を展開し、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育てる。
- イ 特別の教科 道徳では「親切、思いやり」「友情、信頼」に重点を置き、物事を多面的・多角的に見ようとする開かれた心を育て、児童相互が信頼感や友情を育むことができる授業を実践する。
- ウ 「八王子市いのちの大切さを考える日」には、全学級で「親切、思いやり」「生命の尊さ」の道徳科の授業を行い、他者とともによりよく生きるための道徳性を養う。
- エ 児童の健全な育成を図るため、道徳授業地区公開講座を通し家庭や地域と連携を図り、それぞれのあり方や役割について共通理解を深める。

(3) キャリア教育

- ア 梶田中学校グループが一体となって「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、発達段階に応じた職業観を育むとともに、自身の成長や良さに気づき、将来への見通しや希望をもって行動し、よりよく生きようとする態度を養う。
- イ 校外学習やゲストティーチャーによる授業、直接触れ合う体験活動を通して、社会の仕組みや働く人の願いを受け止め、自己の生き方に反映させていく。

(4) 特別支援教育

- ア 自己理解と他者理解を通して多様な他者と望ましい人間関係を築き、協働できる児童の育成、教員の指導力の向上、校内の支援体制を充実させるために、理解教育の推進を図る。
- イ 特別支援コーディネーターを中心とし、保護者とともに、学校生活支援シートや個別指導計画を作成・活用する。また、特別な支援を必要とする児童のニーズに応じた学習環境の整備を図る。
- ウ 八王子西特別支援学校の児童の実態に応じて、児童同士の相互理解を深める副籍交流を行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「緑が丘小学校のきまり」について中学校に向けた成長を見据えながら、発達段階を考慮した改善を図るとともに、規範意識を高めるよう、教職員の一致した体制の下で指導の徹底を図る。
- ② 高尾警察や関係機関と連携したセーフティ教室において、児童が自己の身を守るために必要な知識や行動を養う。
- ③ 児童が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育活動全体を通じて「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を推進し、発達段階に応じて指導を進める。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回、学校いじめ基本方針に基づいた学校いじめ対策委員会を開催し、児童の状況について共通理解を図り、いじめ事案発生の場合は速やかに組織内で協議し対応する。
- ② 児童自身が、いじめを自分たちのこととして主体的に考えて行動できるようにするため、高学年を主体とした「いじめ防止全校集会」を年2回行う。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」では、校長講話を行い、同日に各学級において道徳科の授業「心の授業」を実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 児童の実態に合った支援ニーズを把握し、社会的自立に向けて登校支援の体制を整える。
- ② 個票システムを活用し、関係教員がこまめに欠席の状況を確認・共有し、早期に把握し対応をする。
- ③ 登校支援コーディネーターを核として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係諸機関や保護者と連携を図り、児童の実態に合った支援体制・支援環境を整備していく。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【梶田中学校グループ(横山第一小、梶田小、緑が丘小)】

- (取組1) 中学生職場体験、授業参観・部活動見学、合同あいさつ運動、家庭学習重点週間、交流音楽会、交流体育祭など、小中の交流や共同作業を通して、お互いを尊重する意識を育てる。
- (取組2) 各校のコーディネーターを中心に、年3回学力定着プロジェクト会議を開催し、学力調査結果の分析と対策、学習スタンダード、家庭学習、系統的なICT活用能力等について共通実践を進める。
- (取組3) 年3回の青少対4校連絡会において児童・生徒の諸情報について情報交換し、健全育成に役立てる。
- (取組4) 年3回の地域清掃や地域のお祭り、イベントなどのボランティア活動をPTAや青少対などの協力を得て積極的に行うことで、大人と接する機会を大切にすると共に、地域の一員としての自覚を育む。

イ 学力向上の取組

はちおうじっ子ミニマムの結果を基に、ドリル型学習コンテンツや個人対応復習プリントを朝学習や家庭学習で活用し、児童一人ひとりの学力の課題に応じた学習に取り組ませ、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習を定着させる。

ウ その他

- ① 情報活用能力系統表を活用し、ICT活用能力を育成するために、タイピングに重点を置いた技能習得を図るとともに、中学年からプログラミング学習を行う。
- ② 「緑が丘小学校2020レガシー」で育んだ5つの資質を活かし、「豊かな国際感覚」や「障害者理解」などの活動を通して、心身共に健全で互いの個性や多様性を認め合える児童を育成する。
- ③ 保幼小連携では、スタートカリキュラムについての共通理解のもと、来年度本校に入学予定の園児について近隣の保育園・幼稚園との情報共有を図る。
- ④ 課外活動等での活躍について、表彰等を通して全校児童に伝えるとともに、児童の地域活動での取組を見取り、評価する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	16	200
2	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	16	201
3	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	16	201
4	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	16	201
5	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	17	202
6	17	20	21	14	0	20	22	18	19	16	18	16	201
備 考	・第1学年は1学期始業式に参加しないため、1日減。 ・第1学年から第4学年は卒業式に参加しないため、1日減。 ・第6学年は修了式に参加しないため、1日減。 ・都民の日 10月 1日（水）を授業日とする。 ・開校記念日 11月 26日（水）を授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
	特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
	外国語活動			35	35		
総合的な学習の時間				70 (10)	70 (10)	70 (10)	70 (10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	2 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3	2 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					14 2/3	14 2/3	14 2/3
学校行事		40 1/3	38 1/3	41 1/3	43	54 1/3	58 1/3
学級・学年裁量の時間		33 2/3	17 2/3	3 2/3	3 2/3	5 2/3	7

イ 1 単位時間

○クラブ活動は、1 単位時間 60 分を 11 回、年間 14 2/3 時間実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

○火曜日、木曜日、金曜日の 8 時 15 分から 8 時 30 分の 15 分間は、朝学習の時間とし、名称を「緑が丘タイム」とする。第 4 学年から第 6 学年は、「緑が丘タイム」のうち、年間 31 時間を、短い時間を活用した教科等指導として、5 月から国語科の学習を行い、基礎基本の定着を図る。

学年ごとの教科、実施曜日、授業時間数は以下の通り。

第 4 学年 国語科（火曜日、木曜日、金曜日を基本） 31 時間

第 5 学年 国語科（火曜日、木曜日、金曜日を基本） 31 時間

第 6 学年 国語科（火曜日、木曜日、金曜日を基本） 31 時間

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

○総合的な学習の時間の郷土学習における調べ学習に向けた取組を、長期休業中の課題として位置付ける。取り扱う単元及び授業時間数は以下の通り。

第 3 学年「桑都・八王子の養蚕を知ろう～カイコを育てる～」10 時間

第 4 学年「霊気満山～高尾山大研究～」 「環境調査隊～湯殿川の自然～」10 時間

第 5 学年「米作りに挑戦～八王子米と緑が丘米～」10 時間

第 6 学年「日光大研究～八王子千人同心～」10 時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

○火曜日、木曜日、金曜日の 8 時15分から 8 時30分の15分間は朝学習の時間とし、第 1 学年から第 3 学年は、年間を通して国語科と算数科の学習を中心に行い、基礎基本の確実な定着を図る。

○読書週間を各学期 1 回設定し、8 時15分から 8 時30分の15分間は朝読書を行う。

○PTA 図書ボランティアによる、朝の読み聞かせタイムを各学期 1 回程度実施する。また、学校公開に合わせて、休み時間に読み聞かせイベントを年間 3 回程度行う。

○学校運営協議会と協力し、漢字検定を学期に 1 回程度行う。

カ その他